

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

教育委員会事務局総務課

1 報告の概要

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、栃木県議会議長から意見を求められたことに関し、栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により適切なものであると専決処分したことについて、同規則第4条第2項の規定に基づく報告を行うものである。

2 参考

(1) 条例の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館（以下「美術館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、美術館等のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（(4)に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

(2) 条例の施行期日等

- (1) 施行期日 令和5年4月1日
- (2) その他 所要の経過措置を設ける。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項

地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。